

令和新時代の離島振興に向けて

臨時国会にて成立した改正法

令和四年一月一八日、全国の離島関係者にとって最大の懸案でありました離島振興法（離島振興法の一部を改正する法律）が参議院本会議に上程され、全会一致で可決成立しました。同法は、同月二八日に公布され、同五年四月一日から施行されることとなります。まずは全国の離島関係者とともに喜びを分かち合うと同時に、改正法の成立に向けてご尽力いただいた衆・参国会議員の先生方に心より感謝申し上げます。

離島振興法は、昭和二八年に一〇年の時限法として成立して以来、六度にわたって改正・延長されてきました。現行法が令和五年三月末日で時限を迎えるため、離島振興計画の策

全国離島振興協議会会長

あらき こうじ
荒木 耕治



定や来年度の離島振興事業実施に向けた予算要求などのスケジュールを考慮して、早期の可決成立が求められておりましたが、幸いにも関係国会議員各位のご尽力のお陰で、第二一回臨時国会の会期中に成立が実現いたしました。

一月九日の衆議院国土交通委員会上程から同本会議、参議院国土交通委員会を経て、一八日の同本会議の採択に至る順調な審議経過は、同法改正に懸ける関係各位の熱意と後押しがあったからこそだと確信しております。

このたびの改正では、「都道府県の責務」規定などが新設されたほか、離島に対する配慮規定が充実するなど、従来のソフト施策の大幅な拡充が図られております。加えて、法律施行後五年を経過した際に、必要な措置を見直すことができる

ようになるなど、急速に変化を遂げるわが国および離島地域の社会経済に対応する、まさに新しい時代を期するにふさわしい画期的な法律の制定であると受け止めております。

法改正実現までの経緯

令和二年度、全国離島振興協議会では、「離島振興法改正検討会議」（委員長・小田切徳美明治大学教授）を立ち上げ、「これまでの離島振興」の検証をもとに、「これからの離島振興の視点」などについての討論を重ね、離島市町村長の意見や現地調査結果を踏まえた「新たな離島振興に向けた提言」をとりまとめました（詳細は本誌二六八号参照）。

これらにもとづき、医療・介護体制や教育の確保・充実、離島航路の活性化や維持などに対する支援、デジタルなどの新技術や再生可能エネルギーの活用促進など、離島の実情や成長戦略に即した実効性の高い施策を盛り込んだ法改正・延長を、本会をはじめとする離島振興関係四団体で政府・国会に対して繰り返し要請してまいりました。

国会では、自由民主党離島振興特別委員会や公明党離島振興対策本部をはじめとする各党の組織による議論、与野党国會議員による協議が重ねられ、われわれからの要望もその多くが盛り込まれた法律案がとりまとめられました。

改正法は、現行の三六カ条に四カ条が新たに付け加わり、計四〇カ条構成になりました。目的規定に「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」「離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ」といった新たな視点が追加されるなど、令和の時代を見据えた内容となっております。

とりわけ新設された「都道府県による離島市町村への支援の努力義務」については、財政や人材面において限りのある離島市町村による思い切った振興施策の推進を都道府県が後押ししてくれるものと期待しています。

また、「小規模離島の日常生活に必要な環境の維持」「感染症が発生した場合等における離島の住民生活の安定及び福祉の向上」などの配慮規定の新設は、今後も離島に安心して住み続けていくための重要な視点であると思います。

加えて、「離島振興基本方針」の本土との交通通信の確保事項のなかに「橋梁」「橋」が明記されました。附帯決議に記された本土と架橋された際の「当該地域の実情に配慮しつつ、離島振興対策実施地域の指定が直ちに解除されることのないよう同地域の指定解除基準についても検討すること」の実行と合わせて、今後島側からも要望をしていくべきです。

このほか、医療や高度情報通信ネットワークの充実に対す

る特別の配慮、高速安定航行が可能な船舶などの新造・更新や遠隔医療・教育の環境整備、空き家活用、介護の充実、離島の特性に応じた産業振興推進に関する措置、再生可能エネルギーやドローンなど新技術の活用などが配慮規定に盛り込まれるなど、ソフト施策の大幅拡充が図られています。

改正法への期待と課題

さて、われわれに課された喫緊の課題は、離島住民の意向を踏まえた実効性ある離島振興計画の策定と実践です。同計画の基盤となる計画案の策定に際し、離島市町村では住民との意見交換などを行なったかと思えます。今後は、その時の議論を活かし各島の実情に即した振興に努めていただきたいと存じます。また、新法の内容に見合う国家予算の確保に向けた努力が求められていることは論を俟たないところです。

すでに離島振興計画を策定された都道府県、策定の最終段階に入っている都道府県など、現状はそれぞれかと思えますが、市町村の計画案を尊重し、都道府県の責務規定も踏まえたいと考えています。国においては、離島自治体による着実な事業の実施をしつかり担保する事業予算を確保していただくようお願い申し上げます。

本特集の構成について

今回の法改正特集では、まず離島振興法の所管課として改正に携わられた岡 朋史国土交通省離島振興課前課長および同課より改正法の概要について解説いただき、続いて離島市町村を代表して本会副会長六人、離島住民を代表して全国離島振興推進員連絡委員会の藤原隆仁会長に、改正法への期待と新たな離島振興に向けた抱負などを報告いただきました。また、離島振興法改正検討会議の委員長を務められた小田切徳美明治大学教授、離島医療に造詣の深い山田隆司地域医療振興協会地域医療研究所所長、地域創生を担う人材の育成に取り組まれている浦崎太郎大正大学教授に、各々の立場から改正法に対する期待や提言などを述べていただきました。

以上、特集末尾の新旧対照条文および附帯決議と合わせてご覧いただければ、改正法の概要や新しい離島振興の方向性を把握できるものと考えます。

最後となりましたが、画期的な法律の制定に多大なご尽力をいただいた谷川弥一自由民主党離島振興特別委員長、山本博司公明党離島振興対策本部長をはじめ関係国会議員各位、衆議院法制局や国土交通省ほか関係省庁の方々、関係団体の皆様、離島振興法改正検討会議の有識者各位、そして本会会員諸氏の積年のご努力に対し、厚く御礼申し上げます。